

新	旧	改正概要
<p style="text-align: center;">横浜市建築基準条例第4条の3第5項第1号の規定に基づく 許可基準</p> <p>1 趣旨 横浜市建築基準条例第4条の3第5項第1号に規定する適用除外規定について、市長が当該地域の環境及び利便を害するおそれがないと認めて許可するにあたっての基準を次のとおり定める。</p> <p>2 適用対象及び許可条件 次のいずれかの要件に該当するものについて、許可を行うものとする。なお、横浜市建築基準条例第4条の3第2項の規定による駐車施設基準を満たすこと。</p> <p>(1) 前面道路等の状況によりやむを得ない場合 (適用対象) ア 敷地の外部の物理的条件（前面道路が階段状である等）により自動車の出入りが不可能なもの イ 前面道路の交通規制（歩行者専用道路や長時間の歩行者天国等）により、自動車の出入りが不可能又は著しく困難なもの (許可条件) 敷地からおおむね300m以内に必要台数を満たす敷地外駐車施設を3の規定により確保すること</p> <p>(2) その他これらに類する場合</p> <p>ア まちづくりの方針で車の出入りを避けるよう位置づけられた道路に面する場合 (適用対象) 敷地が横浜市駐車場条例取扱基準第3条第1号に規定する別図に定める道路にのみ面しており、かつ他に自動車の出入りが可能な道路がないもの (許可条件) 敷地からおおむね300m以内に必要台数を満たす敷地外駐車施設を3の規定により確保すること</p> <p>イ 高齢者専用住宅等の場合 (適用対象) 次のいずれかに該当する高齢者専用住宅等で、主に自動車を所有しない者を入居対象とし、その管理が適切に実施されるもの (ア) 横浜市高齢者向け地域優良賃貸住宅として認定を受けたもの <u>(イ) サービス付き高齢者向け住宅として登録されたもの</u></p>	<p style="text-align: center;">横浜市建築基準条例第4条の3第5項第1号の規定に基づく 許可基準</p> <p>1 趣旨 横浜市建築基準条例第4条の3第5項第1号に規定する適用除外規定について、市長が当該地域の環境及び利便を害するおそれがないと認めて許可するにあたっての基準を次のとおり定める。</p> <p>2 適用対象及び許可条件 次のいずれかの要件に該当するものについて、許可を行うものとする。なお、横浜市建築基準条例第4条の3第2項の規定による駐車施設基準を満たすこと。</p> <p>(1) 前面道路等の状況によりやむを得ない場合 (適用対象) ア 敷地の外部の物理的条件（前面道路が階段状である等）により自動車の出入りが不可能なもの イ 前面道路の交通規制（歩行者専用道路や長時間の歩行者天国等）により、自動車の出入りが不可能又は著しく困難なもの (許可条件) 敷地からおおむね300m以内に必要台数を満たす敷地外駐車施設を3の規定により確保すること</p> <p>(2) その他これらに類する場合</p> <p>ア まちづくりの方針で車の出入りを避けるよう位置づけられた道路に面する場合 (適用対象) 敷地が横浜市駐車場条例取扱基準第3条第1号に規定する別図に定める道路にのみ面しており、かつ他に自動車の出入りが可能な道路がないもの (許可条件) 敷地からおおむね300m以内に必要台数を満たす敷地外駐車施設を3の規定により確保すること</p> <p>イ 高齢者専用住宅等の場合 (適用対象) 次のいずれかに該当する高齢者専用住宅等で、主に自動車を所有しない者を入居対象とし、その管理が適切に実施されるもの (ア) 横浜市高齢者向け地域優良賃貸住宅として認定を受けたもの <u>(イ) シルバーハウジング（市営住宅）</u></p>	<p>イ 高齢者専用住宅等 (適用対象) 許可実績から適用対象を整理</p>

<p><u>(ウ) その他これらに類する高齢者専用住宅等（食堂、共同浴室、機能訓練室、相談員室等を有する等、明らかに高齢者専用住宅等として利用されることが想定されるもの）</u></p> <p>(許可条件)</p> <p><u>(ア) 車いす使用者用駐車施設（幅 3.5m以上奥行き 6.0m以上）を 1 台以上設け、かつ、当該建築物の実態に応じ必要な台数分の駐車施設を設けること。</u></p> <p><u>(イ) 宅配等のための一時的な停車スペース（幅 4.0m以上奥行き 6.0 m以上または幅 3.0m以上奥行き 7.0m以上）を設けること</u></p> <p>ウ 学生のための寮の場合</p> <p><u>(適用対象)</u> <u>大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校（以下「大学等」という。）の学生のための寮で、自動車を所有しない者を入寮対象とし、その管理が適切に実施されるもの</u></p> <p><u>(許可条件)</u></p> <p><u>(ア) 当該許可の申請者は大学等とすること。ただし、大学等と当該大学専用の寮として利用する旨の契約等がされ、書面にて確認できる場合はこの限りでない。</u></p> <p><u>(イ) 建築物の用途は寄宿舎又は食堂や共同浴室等学生が共用で利用できるスペースが確保された共同住宅であること。</u></p> <p><u>(ウ) 車いす使用者用駐車施設（幅 3.5m以上奥行き 6.0m以上）を 1 台以上設け、かつ、当該建築物の実態に応じ必要な台数分の駐車施設を設けること。</u></p> <p><u>(エ) 宅配等のための一時的な停車スペース（幅 4.0m以上奥行き 6.0 m以上または幅 3.0m以上奥行き 7.0m以上）を設けること。</u></p> <p><u>(オ) 入寮規定等により、自動車の所有が禁止されていること。</u></p> <p>エ 既存の共同住宅等の場合</p> <p><u>(適用対象)</u> <u>竣工から一定程度経過した共同住宅や寄宿舎等で、駐車場が利用されていないことが明らかであり、今後も利用されることが見込まれないもの</u></p> <p><u>(許可条件)</u></p> <p><u>(ア) 当該建築物におけるおおむね 10 年間の駐車施設利用実績の推移から、実態に応じて十分な台数分の駐車施設を確保すること。</u></p>	<p><u>(ウ) シニアリブいん（借り上げ型市営住宅）</u></p> <p><u>(エ) サービス付き高齢者向け住宅として登録されたもの</u></p> <p><u>(オ) その他これらに類する高齢者専用住宅等（食堂、共同浴室、機能訓練室、相談員室等を有する等、明らかに高齢者専用住宅等として利用されることが想定されるもの）</u></p> <p>(許可条件)</p> <p><u>(ア) 駐車施設の台数を 2 台以上、かつ高齢者専用住宅等の戸数の 10 分の 1 以上確保すること</u></p> <p><u>(イ) (ア) により設ける駐車施設のうち、車いす用駐車施設を 1 台以上確保すること</u></p> <p><u>ウ その他市長が特にやむを得ないと認める場合</u></p>	<p>(許可条件) 実態に応じた台数を確保するよう変更</p> <p>ウ 学生のための寮 許可対象に追加</p> <p>エ 既存の共同住宅等 許可対象に追加</p>
---	--	---

(イ) 申請にあたっては申請する者以外に所有権及び借地権を有する者がある場合は、これらの者にあらかじめ駐車施設の台数の減少について、十分説明を行いその状況を報告すること。

オ その他市長が特にやむを得ないと認める場合

3 敷地外駐車施設の設置について

2 (1)、(2) アの規定により、敷地外に駐車施設を設置する場合は、原則として、次の基準に適合するものとする。

- (1) 原則として、次のいずれかに該当すること
 - ア 申請者の所有する土地の地上又は地下に設置するもの
 - イ 建築物の全部若しくは一部として設置する駐車施設で、申請者が正当な権原に基づき使用することができるもの
 - ウ 特殊な装置を用いる駐車施設（駐車場法施行令第15条の規定により、大臣認定を受けたものに限る。）の全部又は一部として設置する駐車施設で、申請者が正当な権原に基づき使用することができるもの
- (2) 敷地外駐車施設の付近見取り図、配置図等を許可申請書に添付すること
- (3) 敷地の見やすい場所に、敷地外に駐車施設を確保した旨を表示すること
- (4) 建築物の所有者が変更した場合について、敷地外駐車施設の維持の責任を継承すること

附則（施行期日）

この基準は平成20年3月18日から実施する。

附則（施行期日）

この基準は平成22年7月1日から実施する。

附則（施行期日）

この基準は平成23年12月1日から実施する。

附則（施行期日）

この基準は平成29年4月1日から実施する。

附則（施行期日）

この基準は令和3年2月15日から実施する。

3 敷地外駐車施設の設置について

2 (1)、(2) アの規定により、敷地外に駐車施設を設置する場合は、原則として、次の基準に適合するものとする。

- (1) 原則として、次のいずれかに該当すること
 - ア 申請者の所有する土地の地上又は地下に設置するもの
 - イ 建築物の全部若しくは一部として設置する駐車施設で、申請者が正当な権原に基づき使用することができるもの (別記様式1による駐車施設使用承諾書を提出すること)
 - ウ 特殊な装置を用いる駐車施設（駐車場法施行令第15条の規定により、大臣認定を受けたものに限る。）の全部又は一部として設置する駐車施設で、申請者が正当な権原に基づき使用することができるもの (別記様式1による駐車施設使用承諾書を提出すること)
- (2) 敷地外駐車施設の付近見取り図、配置図等を許可申請書に添付すること
- (3) 敷地の見やすい場所に、敷地外に駐車施設を確保した旨を 記載した板(別記様式2) を表示すること
- (4) 建築物の所有者が変更した場合について、敷地外駐車施設の維持の責任を継承すること

附則（施行期日）

この基準は平成20年3月18日から実施する。

附則（施行期日）

この基準は平成22年7月1日から実施する。

附則（施行期日）

この基準は平成23年12月1日から実施する。

改正

この基準は平成29年4月1日から実施する。

様式の廃止

様式の廃止

様式の廃止

文言修正

削除

別記様式 1

建築基準条例第4条の3第5項第1号の規定に基づく

附置義務駐車施設使用承諾書

(提出先) 年 月 日
横浜市長

(承諾者) 住所
氏名 印
電話

新 築
私は、私が設置した(1)の駐車施設を、(2)の使用者が 増 築 する(3)の建築物の駐車施設
用途変更

(横浜市建築基準条例第4条の3第5項第1号の規定による駐車施設)として、次のとおり使用することを承諾
いたしました。

なお、承諾に当たっては、横浜市建築基準条例第4条の3第1項の趣旨を理解した上、尊重いたします。

(1) 駐 車 施 設	名 称				
	設 置 場 所	横浜市 区			
規 模		建築物内	建築物外	特殊な装置	合 計
		台	台	台	台
(2) 使 用 者	住 所				
	氏 名				
(3) 建 築 物	位 置	横浜市 区			
	建 物 用 途	共同住宅等	その他		
	延 べ 面 積	㎡	㎡	計	㎡

(注意)

この承諾書は、承諾者と(2)の使用者との間に(1)の駐車施設の使用について契約等が効力を有している期間に
限り有効なものです。

(A4)

様式の廃止

